

自治会館管理細則

第 1 条（名称）本会館は、衣川台北自治会館及び南自治会館とする。

第 2 条（目的）本会館は、会員相互の親睦と文化的、健康的な生活の向上を図るために設置する。

第 3 条（事業）本会館は、第 2 条の目的を達成する為の次の事業に使用する。

1. 自治会行事
2. 会員相互の親睦を促進するための事業
3. 会員の文化的、健康的な生活の向上を図るための事業
4. その他の管理者が必要と認める事業

第 4 条（管理者）本会館の所有者は、自治会とし、管理者は自治会長とする。

（管理運営は、総務部自治会館管理担当者が行う）

第 5 条（管理運営業務）自治会館管理担当者は次の業務を行う。

1. 会館備品台帳、使用台帳等の作成、管理
2. 使用の許可
3. 設備、備品の定期的点検保全、消耗品の補充
4. 会館の小口会計口座に関すること

第 6 条（使用の申し込み）使用を希望するものは、組長が保管する使用申請書により、使用の7日前までに（但し、緊急の場合はこの限りではない）管理者に申し込む。

第 7 条（使用の許可）管理担当者は、使用申し込みに対してこれを受理し（申し込み多数者調整の上）使用を許可する。

第 8 条（使用の制限）使用目的が第2条の目的と著しく相違する場合は、管理者は使用を拒否することが出来る。（自治会の公的使用と重なる場合は公的使用が優先する。）

第 9 条（使用時間）使用時間は原則として、午前9時から午後10時までとする。

第 10 条（使用料）自治会の使用は原則として無料とする。（但し営利を目的とした場合、ならびに自治会員以外の使用については、1時間に付き500円を徴収する。）

第 11 条（冷暖房費）冷暖房を使用した場合、下表に定める冷暖房費を徴収する。ただし、自治会・自主防災部は徴収しない。また、ボランティア活動など自治会が認めた場合、減免を行うことが出来る。

	冷房費	暖房費	（時間あたり）
北自治会館	50円	20円	
南自治会館	300円	30円	

第 12 条（使用の注意）使用者は、次の使用上の注意を守らなければならない。

1. 建物、設備、備品を大切にすること。
2. 鍵の返却は、確実且つ速やかに行う。

第 13 条（損害賠償）使用者の故意又は、過失により損害を与えた場合は、管理者の指示により賠償しなければならない。

第 14 条（会計）会館の運営・管理に関する費用には、自治会からの運営費と使用料収入を当てる。

第 15 条（その他）この細則によるものの他、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

1. この規則は、昭和61年4月6日から施行する。
2. この細則は、平成17年12月4日から施行する。（規則を細則へ変更、第4・5条監理を管理へ変更、管理担当名称変更、第11条冷暖房費追加）
3. この細則は、平成25年3月1日から施行する。